

10. 雇用の促進について

2) 事業主に対する諸制度

事業主に対しては雇用率の設定、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用事業、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給など各種援護制度により、障がいのある方の雇用の促進と職業の安定を図っています。

【担当】ハローワーク伊達 電話 23-2034